

令和4年度
大和中学校



いじめ防止基本方針

学校教育目標

ふるさとで 心豊かに学び、新しい時代を切り拓く 生徒の育成
～大和中学校は人を大切にします～

いじめ防止対策推進法

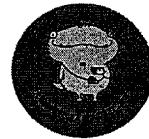
- (基本理念) 第3条 いじめがおこなわれなくなるようにする。
いじめの問題を克服することを目指す。
- (いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

- H22. 3 生徒指導提要 文部科学省
H24. 3 島根県いじめ問題対応の手引き
～児童生徒一人一人が安心して通える学校づくりを目指して～
H25. 6 いじめ防止対策推進法 文部科学省
H26. 4 島根県いじめ防止基本方針
～しまねの子どもの絆づくりをめざして～
7 美郷町いじめ防止基本方針
大和中学校いじめ防止基本方針
H26. 12 美郷町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例
H29. 3 いじめ防止のための基本的な方針 一部改訂 文部科学省
H29. 3 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省
H30. 5 島根県いじめ防止基本方針 一部改訂

目 次

- P 1 1 いじめの定義
(1) いじめ防止のための基本的な方針
(2) 生徒の実態
- P 2 2 いじめの防止
(1) 安全・安心な学校づくり
(2) 職員の資質向上
(3) いじめ防止に組織で取り組む
(4) 生徒の人権意識を高める
- P 5 いじめ防止のための組織図
- P 6 3 いじめの早期発見
(1) いじめを見逃さない
(2) 生徒の変化や気づきを報告する
(3) 生徒、保護者と信頼関係構築
- P 6 4 いじめに対する措置
(1) 組織で対応し、被害生徒を守り通す
(2) いじめが解消している状態とは
(3) 被害者・加害者・集団への対処
(4) インターネット上のいじめの対処
(5) 重大事態への対応
- P 7 5 その他
- P 8 早期対応マニュアル図
- P 9 年間計画表





大和中学校いじめ防止基本方針

いじめによる自死がなくならない。自死を止めなければならない。いじめをやめさせなければならぬい。

大和中学校教職員は、生徒の生命 人権を守ることを第一に考え、「組織で動く」「迅速に対応する」「情報を隠さない」を合言葉に未然防止、早期発見、早期対応に努める。

本校生徒は、豊かな自然と地域の中でのびのびと素直に育ち、仲良く生活している。それは、家庭地域の教育力の賜物であり、学校教育の成果であると自慢してよい。しかし、我々職員は日々「人権感覚を鍛えること」「いじめ0で安心しないこと」が重要である。

「いじめはいつでもどこでもおきる」という危機感をもつことが、この「いじめ防止基本方針」の出発である。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」

(1) 「いじめ防止等のための基本的な方針」 H29.3.14 改定

- 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず塾やクラブ等関わっている仲間や集団。どの子にもいじめは起こりうると考える。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをむりやりさせられたりすること。一過性のものも見逃さず、いじめという視点をもつ。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- 「心身の苦痛を感じている」生徒の立場に立って、表面的・形式的に行うことなく「いじめ」に当たるかどうかの判断を行う。

*例えば、好意から行った行為が相手に苦痛を感じさせてしまった。軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等、学校は「いじめ」という言葉を使わず柔軟な対応による対処も可能である。ただし、法が定義するいじめに該当するため、対策委員会へ報告する。

(2) 生徒の実態

- 地域に温かく見守られて育っており、素直で誠実な生徒が多く、共感する力も高い。
- 任されたことは一生懸命に行う、責任感が強い生徒が多い。
- 小さい頃から人間関係に変化がなく、男女を問わず仲がよい反面、関係性の中で我慢してしまうところがあり、ストレスを抱えたままでいることがある。
- 少人数の集団で育っており、自分を表現していく機会は多いものの、当たり前のようにその機会



があるので、葛藤する経験が少ない。そこで自己表現力が、発達段階に即して育っているとは言えない面がある。

○大人に囲まれて育っており、問題の解決を大人が担ってしまうことがある。そこで問題解決能力が、発達段階に即して育っているとは言えない面がある。

○自分のスマホをもち、使用時間も長い生徒が多くいる。ネット上のトラブルに巻き込まれないか不安である。モラルについて指導していく必要性を強く感じる。

狭い人間関係によるストレス

経験不足による解決能力低下

情報モラルとネットトラブル意識不安

○いじめが生まれる背景と指導上の注意

教職員の不適切な認識や言動が、生徒をき傷つけたり、いじめを助長させたりする

- ・発達障害を含む障害のある生徒に係るいじめ
- ・海外から帰国した生徒、国際結婚の保護者をもつ生徒 //
- ・性同一性障害、性的指向・性自認に係る生徒 //
- ・東日本大震災により被災・避難している生徒 //

2 いじめの防止 ~いじめをゆるさない学校づくり いじめが起きない学校づくり~

(1) 安全 安心な学校づくり

①「学校いじめ防止基本方針」を策定することで、教職員がいじめを抱え込みず、組織として一貫した対応をすることになる。また、いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、いじめ行為の抑止につながると同時に、生徒・保護者に安心感を与えることにつながる。

未然防止ーいじめ防止プログラムの策定
早期発見・事案対処マニュアルの策定
職員の資質向上研修
加害生徒に対する対応方針
チェックリストでP D C A

②居場所づくり～一人ひとりを大切にした学級経営、学習指導～

○一人ひとりが、自己有用感を感じる活動

○公平なルールを示し、規律のある安心感が得られる学級経営

○学習場面では、ストレスケアを意識したきめ細やかな学習指導と人間関係づくり

○清掃活動、あいさつ運動等、職員も一緒に取り組む

③家庭、地域との連携

○家庭や地域の声に積極的に耳を傾け、日頃から信頼される関係づくり、安心して相談してもらえる雰囲気づくりに努める。



○家庭や地域に「いじめは許されない行為である」と共通認識にたってもらえるよう、いじめ問題、いじめ防止基本方針、人権の大切さについて啓発していく。

④開かれた学校づくり

○大和中は、地域に支えられてさまざまな体験活動が成り立っている。このことが、子どもたちの感性を育むことにつながっており、いじめ防止にとっても大変有益である。地域の人や環境に敬意をもって接する。

○学年便りや学校便り、ホームページ等を通して、学校が重点化して取り組んでいること、子どもたちの様子等について理解を寄せてもらえるよう努める。

○学校行事への招待や授業公開日等を通して、学校での生徒の様子を実際に見てもらう機会を増やす。

(2) 職員の資質向上

①職員の人権意識を高める

○生徒一人ひとりの人権を守りながら指導・援助にあたる（人権を通じての教育）

○同和教育を基底に据え、あらゆる教育活動の中で鋭い人権感覚を培い、人間尊重の精神の育成を図る（人権のための教育）

○あらゆる教育活動を通して生徒が互いの人権を尊重し、人権が守られる集団をつくる態度や実践力を育成する（人権のための教育）

○基礎・基本の指導を徹底し、個に応じた指導の工夫と楽しくわかる授業づくりに努める
（人権としての教育）

○職員が豊かな感性を身につけ、人権感覚を磨き、差別を見抜く、許さない学校づくりに努める

○職員が自らの言動を繰り返し点検し、人権意識を見つめ直すことに努める。

②校内研修の充実を図る

○職員の人権意識を高めるための人権・同和教育に関する研修、生徒理解力を高めるための生徒指導・教育相談・特別支援教育に関する研修を計画的に行う。

○人権・同和問題学習に関する授業を公開し合い、研修する。

③職員間の望ましい関係づくりを進める

○管理職のリーダーシップのもと、気にかかるなどを安心して相談できる「風通しのいい職員集団」をめざす。

(3) いじめ防止に組織で取り組む

①計画的、継続的にいじめ防止に取り組む

○いじめの防止には、計画的、組織的に継続して取り組む必要がある。全職員がいじめ防止対策基本方針を理解し、意識を持ち続ける。



②教育相談体制を充実させる…いじめ早期発見につなげる

- 日頃から生徒に積極的に声をかけ、心や体、生活の様子や変化を把握する。
- 生徒の話をしっかりと聴き、言葉の裏にある思いをわからうとする。そのような姿勢で、いつでもどこでも教育相談に応じることができるよう意識する。
- 全生徒を対象として教育相談を計画的に実施する。
- スクールカウンセラーを活用し、生徒、保護者の心や体、生活の変化についての理解を深める。
保護者の相談の場や機会を確保し、その周知も行う。
- アンケートQUを通して、集団と個の理解を深める。
- 生徒の情報交換を行う。職員朝礼においては、生徒の様子を伝える時間をもつ。
- 生徒理解を深めるために職員間で悩みが気軽に話せる雰囲気づくりに努める。

(4) 生徒の人権意識を高める

①きめ細やかな授業づくり、わかる授業づくりを通して、個々の学力を高める

- 一人ひとりが大切にされていることが伝わるきめ細やかな授業づくりを通して、生徒たちの人権を職員が大切にすることで、自己肯定感を育む。
- わかる授業づくりを通して、学力を高めることで、いじめに向かうストレスをケアする。

②教科、道徳の学習等を通して、人権意識を高める

- 社会科の人権・同和問題学習と道徳、学活の授業等を通して、いじめや差別が深刻な人権侵害であるということを知識として理解させる。
- 社会科の人権・同和問題学習と道徳、学活の授業等を通して、差別やいじめをしない、させないための行動について発達段階に応じて考えさせる。

③特別活動、総合的な学習の時間、行事等を通して、生徒個々の豊かな人間性（感性）を育む

- 地域の自然を教材とした体験活動を通して、感性を高める。
- 3年間の計画的なキャリア教育を通して、社会や人とつながる力を高める。
- 様々な体験活動を言葉によって振り返り、共感する力を高める。
- 読書活動の充実、協同学習の実施等を通して、言葉の力、自己表現力を育む。

④一人ひとりが生かされる集団づくり、学校づくりを通して、自己有用感を育む

- 一人ひとりが任されている、信頼されている実感が味わえる体験をさせる。
- 生徒会活動において、生徒たちに集団の実態と向き合わせながら、自治能力を育む。
- 一人ひとりの発言を大切にする協同学習を各教科において工夫して展開する。

⑤いじめ防止のための力を明確にして、その育成のための活動を計画的に実施する

- 生徒の実態を共通理解し、いじめ防止のために大和中の生徒にとって必要な力を明確にし、年間を通して計画的に実施する。
- 定期的な評価を実施 PDCAサイクル

自己肯定感、自己有用感

人権意識 学力 豊かな感性 自己表現力

ストレスと上手につきあう力

3 いじめの早期発見

(1) 「いじめ」見逃さない

①アンケート・教育相談の実施とその結果の検証及び組織的な対処方法

○日頃から生徒に積極的に声をかけ、心や体、生活の変化を見逃さない。

○日記（あゆみ）、生活アンケート等を通して、生徒との人間関係の構築に努める。

○アンケートQUを通して、職員みんなで、集団と個の理解を深める。



②生徒の話をしっかりと聴き、言葉の背景にある思いをわかつろうとする。相談に対しては、必ず教職員が迅速に対応することを徹底する。「報告・相談しても何もしてくれない」と思わせない。

③SC・SSWとの連携によって、専門的見地からの見立てに対してアンテナを高くし、いじめの兆候を見逃さない。

(2) 生徒の変化や気づきを報告する

○職員は、いじめの兆候に気づいた際は、担任、いじめ防止対策委員会に伝える。自分で抱え込んだり、些細な事と勝手な判断をしたりしない。

○早急に管理職、生徒指導主事が「いじめ防止対策委員会」を招集する。

○一人で抱え込むのは規定違反であるという認識をする。また、職員間の同僚性を高める。

(3) 生徒、保護者との信頼関係

○声をあげてくれた生徒、保護者に感謝の気持ちを向け、誠実に聞くことに努める。信頼関係を築くことが重要である。

4 いじめに対する措置

(1) 組織で対応し、被害生徒を守り通す

①いじめを発見、相談を受けた場合は、すみやかに「いじめ防止対策委員会」に情報を報告する。

②被害者、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめから守ることが大切である。

③役割分担・対処方法は、マニュアルに従ってチェックしながら進めていく。

④事実確認後は、教育委員会、保護者へ連絡する。

⑤犯罪行為の場合は、ためらうことなく警察と相談して対処する。

(2) 「いじめが解消している」状態とは

①いじめに係る行為が止んでいること。

○少なくとも3か月が目安とし、再発する可能性が十分ありうる

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

○生徒及び保護者に対し、面談等により確認する

(3) 被害生徒 加害生徒 集団への対処

- ①いじめを受けた生徒・保護者への支援
- ②いじめを行った生徒・保護者への助言
- ③いじめが起きた集団への働きかけ



(4) インターネット上のいじめへの対処

- ①法務局や警察と連携し、拡散を防ぐ。ただ、ネット上で一度拡散してしまったいじめに係る画像、動画は消去することは極めて困難である。一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭、地域社会に多大な影響を与える可能性がある。刑法上、民法上の対象となりうる。重大な人権侵害であり、深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。
- ②情報モラル教育の推進

(5) 重大事態への対応 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 H29.3 文科省

- ①「疑い」が生じた時点で調査を開始する
 - 自死を企図した
 - 重大な傷害
 - 金品に重大な被害
 - 精神性の疾患を発症
- ②被害生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」と申し立てがあったときは、いじめの結果ではないと考えたとしても、報告・調査を開始する。学校→教育委員会→県教委(知事)
- ③調査主体(教育委員会・第三者)への情報提供
- ④再発防止策
- ⑤調査結果の報告

5 その他

(1) 校内研修の充実

(2) 定期的な評価、P D C Aサイクル、学校評価 学校関係者評価

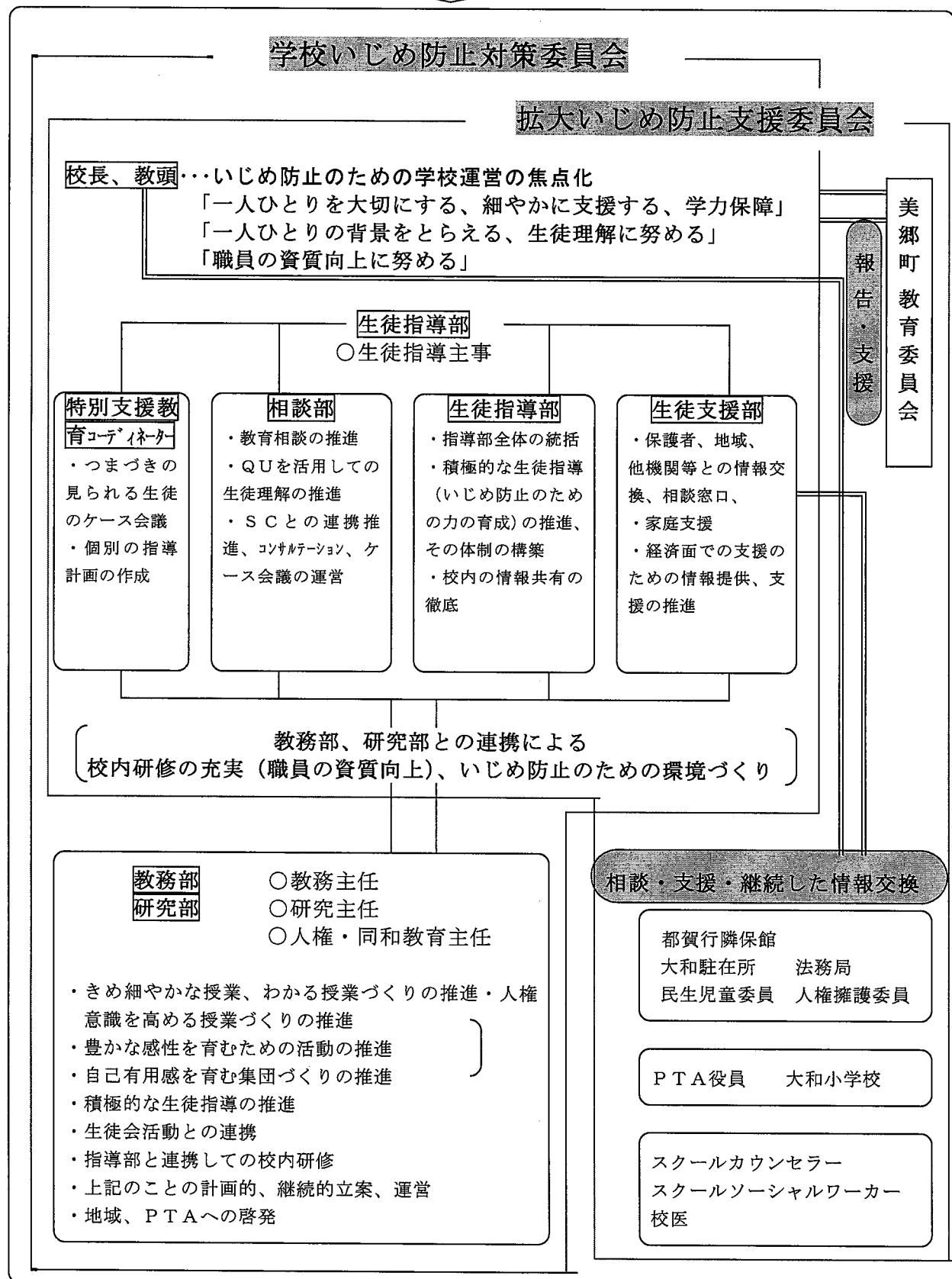
(3) 学校間連携（邑智中、邑智小、大和小、各保育園）

(4) 地域連携（社会スポーツ、塾、公民館）

(5) 基本方針の広報啓発（入学式、PTA総会、学校だより、ホームページ）

平成26年7月 作成
平成29年4月 修正
平成30年6月 修正

5 いじめ防止のための組織図



校内組織

学校いじめ防止対策委員会

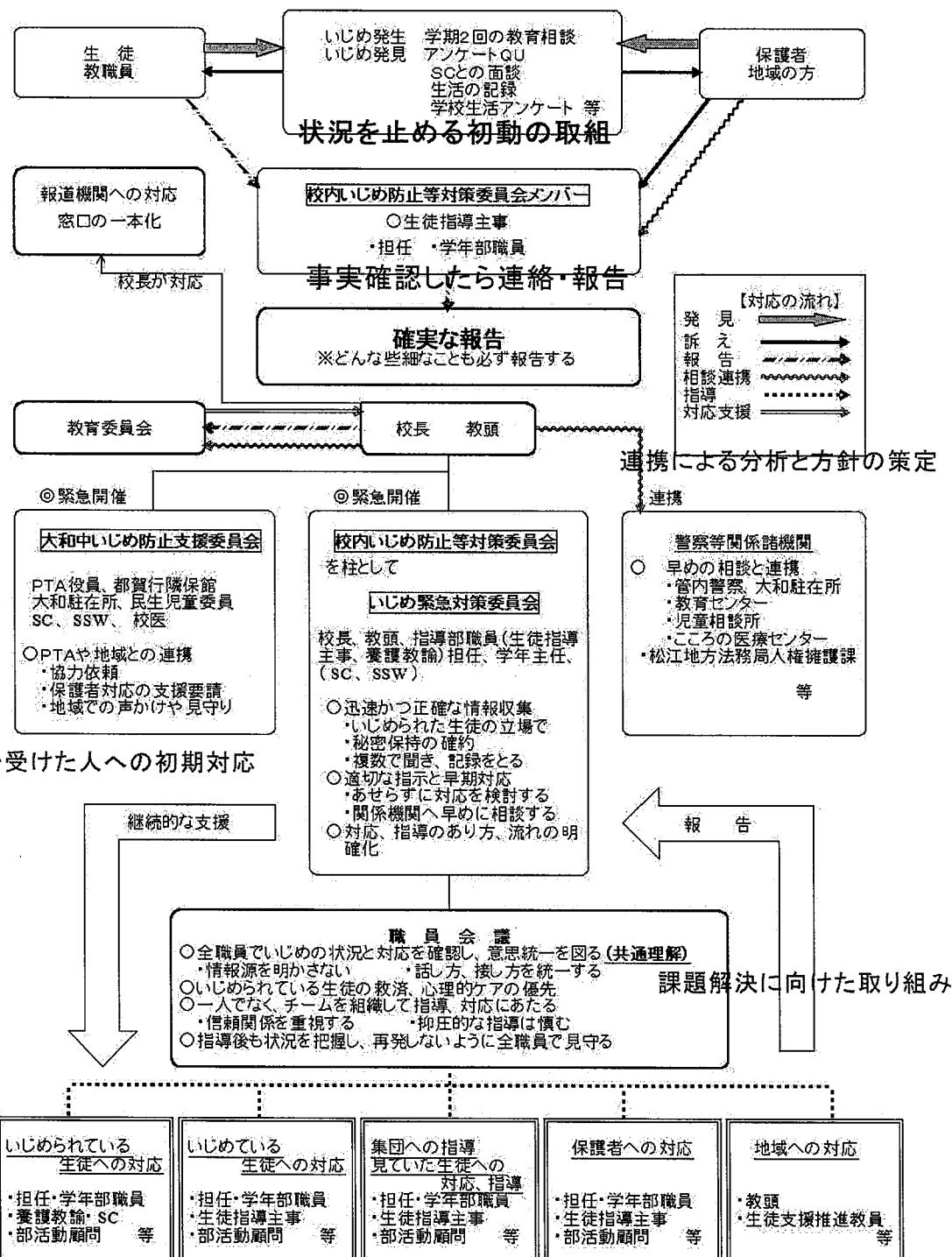
外部連携組織

拡大いじめ防止支援委員会

いじめ早期対応マニュアル

県教委「問題事象から学ぶために(学校)教育編」P10「問題事象の生起」をチェックしながらすすめること

いじめ対応の手順 大和中学校



検証・評価

5 年間計画

	教職員を主体とした取組	生徒を主体とした取組	地域と家庭との連携
常時 の 取組	<ul style="list-style-type: none"> ・職員朝礼における情報交換 ・毎職員会における生徒理解のための情報交換 ・スクールカウンセラー（S C）との相談 ・学校だより ・H P ・給食指導 ・清掃指導 ・『あゆみ』を通じた生徒との交流 ・社会科、道徳、学活における人権意識を高める学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・昼の校内放送 ・生徒会専門委員会 ・給食 ・清掃活動 ・『あゆみ』を通じた教員との交流 ・社会科、道徳、学活における人権意識を高める学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・H P 
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初の生徒に関する情報交換 ・「いじめ対応基本方針」の共通理解 ・校内いじめ防止等対策委員会 ・PTA 総会 ・学級懇談会 ・家庭訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・歓迎会 ・生徒総会 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA 総会 ・学級懇談会 ・家庭訪問
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年三瓶研修 ・2年職場体験学習 ・3年職場見学 ・地域花壇整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・2年職場体験学習 ・地域花壇整備
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリング能力向上のための教職員研修（S C） 	<ul style="list-style-type: none"> ・進路説明会 ・交流会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回美郷町いじめ問題対策連絡協議会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・Q-Uを通しての生徒理解 ・生徒理解に関する職員研修 ・校内いじめ防止等対策委員会 ・保護者懇談 ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内弁論大会 ・人権作文 ・スポーツ大会 	学期評価
8月			
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭 ・2年修学旅行 ・3年職場体験 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンアップ大和 ・文化祭 ・1年林業体験 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年林業体験
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリング能力向上のための教職員研修（S C） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権標語 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談・三者面談 ・校内いじめ防止等対策委員会 ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権集会 ・スポーツ大会 ・フラワーフェスティバル 	<ul style="list-style-type: none"> ・フラワー フェスティバル
1月		<ul style="list-style-type: none"> ・みさとカルタ大会 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・Q-Uを通しての生徒理解 ・教育相談 <p style="text-align: center;">教職員研修（S C）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生職場訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生職場訪問
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ防止等対策委員会 (年度末評価) 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生を送る会 ・人権意識と実践力を高めるための講演会（未定） 	
		年度末評価	